

町職員の給与等のあらまし

積丹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例により、令和5年度の職員の給与等の状況をお知らせします。

なお、一部の項目については、令和6年4月1日現在の状況です。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

①採用と退職等の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

区分	採用	離職				
		退職			免職	離職計
		定年	死亡	自己都合その他		
一般行政職	6人	1人	—	1人	—	2人
技能労務職	—	—	—	—	—	—
医療職	4人	—	—	—	—	—
計	10人	1人	—	1人	—	2人

②職員数の状況（各年度4月1日）

区分	5年度	6年度	対前年比増減数
一般会計	57(57)人	57人	0人
特別会計	5(7)人	7人	2人
計	62(64)人	64人	2人

注1) 町職員の定数は条例で上限が定められており、その総数は、96人となっています。

注2) ()内は令和5年度末の職員数。

注3) 令和6年4月1日付採用者なし。

2. 職員の人事評価の状況

積丹町職員の人事評価実施規程（平成28年訓令第4号）により平成28年4月1日より実施

3. 人件費等の状況

①人件費の状況（全会計決算見込）

区分	人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B（人件費率B/A）
5年度	1,753人	4,000,137千円	113,760千円	651,364千円（16.3%）
4年度	1,806人	3,728,550千円	125,410千円	654,706千円（17.6%）

注1) 人件費は、職員に支給される給与や諸手当のほかに、使用者が負担する共済費などの費用の合計。（特別職・議員・委員等の報酬等も含まれます。）

注2) 人口は各年度の3月31日に住民基本台帳に記載されているもの。

注3) 実質収支とは、歳入歳出の差引額から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額。

②一般行政職平均給料等

区分	令和5年	令和6年
平均給料月額	311,133円	312,985円
平均年齢	43歳1月	43歳1月

注) 各年4月1日現在。

③職員給与費の状況（全会計決算見込）～各年度中の採用者、退職者を含む～

区分	職員数 A	給与費				一人当たりの給与費 (B / A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	62人	244,482千円	35,406千円	94,727千円	374,615千円	6,042千円
4年度	64人	243,931千円	39,603千円	92,065千円	375,599千円	5,869千円

④初任給及び経験年数別平均給料月額（各年度4月1日現在）

区分	初任給	経験年数			
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	
6年度 一般行政職	大学卒	196,200円	276,767円	339,200円	379,300円
	高校卒	166,600円	226,800円	273,800円	341,100円
5年度 一般行政職	大学卒	185,200円	261,267円	329,400円	375,400円
	高校卒	154,600円	対象者なし	対象者なし	331,500円

⑤職員手当の状況（令和6年4月1日現在）

手当名	内容
扶養手当（月額）	①配偶者 6,500円 ②子 10,000円 ③15歳に達する日以後の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子1人5,000円加算 ④父母等 6,500円
住宅手当（月額）	①家賃の月額が16,000円を超える借家等の場合 家賃の月額に応じて28,000円を限度に支給
通勤手当（月額）	①交通機関利用者 運賃の額55,000円までは全額支給 ②自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000円から31,600円の範囲で支給
特殊勤務手当	ボイラー等手当（10月～4月まで月額支給）4,000円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給

手当名	内容				
寒冷地手当	11月から3月まで月額支給 ①世帯主（扶養親族あり）23,360円 ②世帯主（扶養親族なし）13,060円 ③世帯主以外8,800円				
期末・勤勉手当	区分	期末手当	勤勉手当	計	備考
	6月期	1.225月分	1.025月分	2.25月分	※職階の区分に応じて加算措置：有
	12月期	1.225月分	1.025月分	2.25月分	
合計	2.45月分	2.05月分	4.5月分	国の基準4.5月分 加算措置：有	
退職手当	区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度
	自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分
	定年	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分

⑥特別職の給料等（令和6年4月1日現在）

区分	給料月額	期末手当	備考
町長	650,000円	6月期 2.25月分	加算措置：有
副町長	560,000円	12月期 2.25月分	
教育長	530,000円	合計 4.5月分	

⑦議会議員の報酬等（令和6年4月1日現在）

区分	報酬月額	期末手当
議長	260,000円	6月期 2.0月分
副議長	200,000円	12月期 2.0月分
常任委員長	180,000円	合計 4.0月分
議員	170,000円	加算措置：有

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（令和6年1月1日現在）

①勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時00分

②年次有給休暇の取得状況（令和5年1月～12月）

全対象職員数A	総取得日数B	一人当たりの取得日数B/A
65人	566.2日	8.7日

注1）後志広域連合派遣職員を除く。
注2）令和4年度退職者を除く。

③病気休暇の取得状況（令和5年1月～12月）

取得職員数A	取得日数B	一人当たりの取得日数B/A
11人	83日	7.5日

5. 職員の休業に関する状況

区分	人数
育児休業	—
部分休業	—
育児短時間勤務	—

6. 分限及び懲戒処分

①分限処分

区分	休職	降任	免職
人数	—	—	—

②懲戒処分

区分	戒告	減給	停職	免職
人数	—	—	—	—

7. 職員サービスの状況

サービスの根本基準として、全ての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力をあげて専念しなければなりません。

町では「服務規程」に基づき、職員一人一人が法令の遵守など服務規律の保持に努めています。

8. 職員の退職管理の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の6第1項の規定に基づき、平成28年4月1日から退職管理の適正を確保するため、「再就職者による現職職員への働きかけ規制」等が導入されました。このため、法の規定に基づき適正な退職管理に努めています。

9. 職員の福利厚生及び利益の保護の状況

①職員健康診査受診者数 55名

②職員の福利厚生のための各種団体の設置状況

●北海道市町村職員共済組合

事業の種類	事業内容
短期給付事業	組合員とその家族の病気・けが・出産・死亡などの事故に対して、給付する事業
長期給付事業	組合員が退職した時の年金給付などの事業
福祉事業	組合員とその家族の福祉と健康の増進を図るための事業

●北海道市町村職員福祉協会

事業の種類	事業内容	公費負担
医療給付事業	退職会員等が自己負担として支払った医療費の給付、入院見舞金、死亡弔慰金の支給等	令和5年度実績 181千円
貸付事業	一般資金、育成資金の貸付等	
福利厚生事業	入院一時金、出産祝金、宿泊施設利用助成等	

③職員の利益の保護の状況

職員は公平委員会に対して、給与・勤務時間・その他の勤務条件に関する措置の要求や不利益な処分についての不服申立を行うことができます。

公平委員会では要求を審査したり、不服申立に対する裁決を行うなどの必要な措置を執ります。令和5年度は、措置の要求及び不服申立はありませんでした。

10. 研修の状況

研修内容	受講者数
職場内一般研修	34人
職場外一般研修（新規採用基礎研修）	4人
職場外一般研修（初級研修）	3人
職場外専門研修（実務研修）	5人
職場外専門研修（その他）	14人

11. その他

議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会に係る人事行政の運営状況は、上記の数値等に含まれています。